

公印省略

6 薬 第 1 7 2 7 号
令和 6 年 9 月 6 日

公益社団法人福岡県薬剤師会会長 殿

福岡県保健医療介護部薬務課長
(薬 事 係)

第 1 1 0 回薬剤師国家試験の施行について

標記について、厚生労働省医薬局長から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

医 薬 発 0 8 3 0 第 1 号
令 和 6 年 8 月 3 0 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医薬局長
(公 印 省 略)

第110回薬剤師国家試験の施行について

標記について、令和6年8月30日付で別添のとおり官報に掲載しましたので、通知いたします。

なお、試験会場につきましては、後日通知いたします。

愛知労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、愛知県最低賃金（昭和55年愛知労働基準局最低賃金公示第6号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

令和6年8月30日

愛知労働局長 小林 洋子

第4号中「1時間1,027円」を「1時間1,077円」に改める。

附 則

この決定は、令和6年10月1日から効力を生ずる。

三重労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、三重県最低賃金（昭和55年三重労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

令和6年8月30日

三重労働局長 石田 聡

第4号中「1時間973円」を「1時間1,023円」に改める。

附 則

この決定は、令和6年10月1日から効力を生ずる。

滋賀労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、滋賀県最低賃金（昭和55年滋賀労働基準局最低賃金公示第3号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

令和6年8月30日

滋賀労働局長 多和田治彦

第4号中「1時間967円」を「1時間1,017円」に改める。

附 則

この決定は、令和6年10月1日から効力を生ずる。

京都労働局最低賃金公示第3号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、京都府最低賃金（平成2年京都労働基準局最低賃金公示第3号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

令和6年8月30日

京都労働局長 角南 巖

第4号中「1時間1,008円」を「1時間1,058円」に改める。

附 則

この決定は、令和6年10月1日から効力を生ずる。

大阪労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、大阪府最低賃金（昭和56年大阪労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

令和6年8月30日

大阪労働局長 志村 幸久

第4号中「1時間1,064円」を「1時間1,114円」に改める。

附 則

この決定は、令和6年10月1日から効力を生ずる。

兵庫労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、兵庫県最低賃金（昭和55年兵庫労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

令和6年8月30日

兵庫労働局長 赤松 俊彦

第4号中「1時間1,001円」を「1時間1,052円」に改める。

附 則

この決定は、令和6年10月1日から効力を生ずる。

奈良労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、奈良県最低賃金（平成7年奈良労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

令和6年8月30日

奈良労働局長 橋口 忠

第4号中「1時間936円」を「1時間986円」に改める。

附 則

この決定は、令和6年10月1日から効力を生ずる。

和歌山労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、和歌山県最低賃金（昭和55年和歌山労働基準局最低賃金公示第8号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

令和6年8月30日

和歌山労働局長 松浦 直行

第4号中「1時間929円」を「1時間980円」に改める。

附 則

この決定は、令和6年10月1日から効力を生ずる。

広島労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、広島県最低賃金（昭和55年広島労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

令和6年8月30日

広島労働局長 小沼 宏治

第4号中「1時間970円」を「1時間1,020円」に改める。

附 則

この決定は、令和6年10月1日から効力を生ずる。

山口労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、山口県最低賃金（昭和55年山口労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

令和6年8月30日

山口労働局長 友住弘一郎

第4号中「1時間928円」を「1時間979円」に改める。

附 則

この決定は、令和6年10月1日から効力を生ずる。

国 際 協 議

第110回薬剤師国家試験の施行

薬剤師法（昭和35年法律第146号）第12条の規定に基づき、第110回薬剤師国家試験を次のとおり施行する。

令和6年8月30日

厚生労働大臣 武見 敬三

- 1 試験期日 令和7年2月22日（土曜日）及び同月23日（日曜日）
- 2 試験地 北海道、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、徳島県及び福岡県
- 3 試験科目

必須問題試験

- 物理・化学・生物
- 衛生
- 薬理
- 薬剤
- 病態・薬物治療
- 法規・制度・倫理
- 実務

一般問題試験

- 薬学理論問題試験
 - 物理・化学・生物
 - 衛生
 - 薬理
 - 薬剤
 - 病態・薬物治療
 - 法規・制度・倫理
- 薬学実践問題試験
 - 物理・化学・生物
 - 衛生
 - 薬理
 - 薬剤
 - 病態・薬物治療
 - 法規・制度・倫理
 - 実務

4 受験資格 次のいずれかに該当する者

- (1) 薬剤師法第15条第1号の規定に基づく受験資格 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において、薬学の正規の課程（学校教育法第87条第2項に規定するものに限る。）（以下「6年制薬学課程」という。）を修めて卒業した者（令和7年3月19日（水曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）
- (2) 薬剤師法第15条第2号の規定に基づく受験資格 外国の薬学校を卒業し、又は外国の薬剤師免許を受けた者で、平成24年4月1日以降に、厚生労働大臣が(1)に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定した者

- (3) 薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律第134号。以下「改正法」という。）附則第2条及び第3条の規定に基づく受験資格ア、改正法の施行日（平成18年4月1日。以下「施行日」という。）において、改正法による改正前の薬剤師法（以下「旧薬剤師法」という。）第15条第1号に該当する者イ 施行日において、旧薬剤師法第15条第2号に該当する者ウ 施行日前に学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。以下同じ。）に在学し、施行日以後に旧薬剤師法第15条第1号に規定する要件に該当することとなった者（施行日以後に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において、薬学の正規の課程（学校教育法第87条第2項に規定するものを除く。）（以下「4年制薬学課程」という。）を修めて卒業した者を除く。）
- エ 平成18年度から平成29年度までの間に学校教育法に基づく大学に入学し、4年制薬学課程を修めて卒業し、かつ、学校教育法に基づく大学院（以下「大学院」という。）において薬学の修士又は博士の課程を修了した者であって、厚生労働大臣が、薬剤師法の一部を改正する法律附則第3条の規定に基づく厚生労働大臣の認定に関する省令（平成16年厚生労働省令第173号）第1条の規定に基づき、改正法による改正後の薬剤師法（以下「新薬剤師法」という。）第15条第1号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定した者
- 5 受験手続
- (1) 試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。
- ア すべての受験者が提出する書類等
- ア 受験願書 薬剤師法施行規則（昭和36年厚生省令第5号）様式第7により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者は、住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。
- イ 写真 出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルの上半身像のもので、裏

面に氏名を記載し、厚生労働省又は薬剤師国家試験運営本部事務所若しくは薬剤師国家試験運営臨時事務所において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記載して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している大学又は薬剤師国家試験運営本部事務所若しくは薬剤師国家試験運営臨時事務所において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

- ウ 返信用封筒（受験票送付用） 縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に、郵便番号及び宛先を記載し、590円の郵便切手を貼り付け、書留の表示をしたもの。

イ 4の(1)及び(3)ア、ウに該当する者が提出する書類 卒業証明書又は卒業見込証明書

なお、卒業見込証明書を提出した者にあつては、令和7年3月19日（水曜日）午後2時まで（郵送により提出する場合には必着）に卒業証明書を提出すること。提出のない場合は、当該受験は無効とする。

ウ 4の(2)及び(3)イに該当する者が提出する書類 薬剤師国家試験受験資格認定通知書の写し（薬剤師国家試験運営本部事務所又は薬剤師国家試験運営臨時事務所に当該認定通知書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

エ 4の(3)エに該当する者が提出する書類

- ア 事前に受験資格認定されている場合 薬剤師法の一部を改正する法律附則第3条の規定に基づく厚生労働大臣の認定について（平成17年12月26日付け薬食発第1226003号厚生労働省医薬食品局長通知）（以下「局長通知」という。）に基づく薬剤師国家試験受験資格認定通知書の写し（薬剤師国家試験運営本部事務所又は薬剤師国家試験運営臨時事務所に当該認定通知書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）及び履歴書（学歴、職歴を記載し、写真を貼り付けたもの）

(イ) 薬剤師国家試験受験申請と受験資格認定申請を併せて行う場合 認定申請は、局長通知別添様式に定める認定申請書により行うこととし、認定申請書に添付すべき書類は、以下のとおりとする。

- ① 平成18年度から平成29年度までの間に学校教育法に基づく大学に入学し、4年制薬学課程を修めて卒業したことを証する書類
- ② 大学院において薬学の修士又は博士の課程を修了したことを証する書類
- ③ 学校教育法第89条に基づく卒業によらずに4年制薬学課程を卒業したことを証する書類
- ④ 大学院における薬学の課程の在学期間を証する書類
- ⑤ 医療薬学に係る科目及び大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第32条第3項の薬学実務実習を履修した大学における6年制薬学課程を修めて卒業するために必要な単位を修得していること及びその各単位の履修時期を証する書類
- ⑥ 履歴書（学歴、職歴を記載し、写真を貼り付けたもの）

(2) 受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア 受験に関する書類は、令和7年1月6日（月曜日）から同月16日（木曜日）までに提出すること。

イ 受験に関する書類を郵送する場合の提出先は、薬剤師国家試験運営本部事務所とする。

ウ ただし、下記に掲げる薬剤師国家試験運営臨時事務所においては、受験に関する書類を直接持参する場合について、その提出を受け付けることとする。

- | | |
|-----|-----------------|
| 北海道 | ランスタッド・札幌支店 |
| 宮城県 | ランスタッド・仙台支店 |
| 東京都 | ランスタッド・試験監督事業部 |
| 愛知県 | ランスタッド・名古屋伏見事業所 |
| 大阪府 | ランスタッド・難波支店 |
| 広島県 | ランスタッド・広島支店 |
| 香川県 | ランスタッド・高松支店 |
| 福岡県 | ランスタッド・福岡支店 |

エ 受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）午前9時から午前12時までと午後1時から午後5時までとする。

オ 受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、令和7年1月16日（木曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

カ 受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

(3) 受験手数料

ア 受験手数料は、6,800円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼ることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。

イ 受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

(4) 受験票の交付 受験票は、郵送により交付する。令和7年2月12日（水曜日）までに受験票が到着しない場合は、薬剤師国家試験運営本部事務所にお問い合わせすること。

なお、卒業見込証明書をもって出願した者に対しては、在籍している大学を経由して交付する。

6 受験に伴う配慮 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者等で受験を希望する者は、令和6年12月2日（月曜日）までに薬剤師国家試験運営本部事務所「国家試験の受験に伴う配慮事項申請書」を用いて郵送により申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

7 合格者の発表 試験の合格者は、令和7年3月25日（火曜日）午後2時に厚生労働省ホームページの資格・試験情報のページにその受験地及び受験番号を掲載して発表するほか、合格者に対して合格証書を郵送する。

8 手続及び問い合わせ先

(1) 試験に関する手続及び問い合わせ先は下記のとおりとする。

薬剤師国家試験運営本部事務所 東京都江東区有明3丁目6番11号 T F Tビル東館7階 郵便番号135-0063 電話番号03(5579)6903

(2) 5の(2)のAの期間に、受験に関する書類を直接持参する場合の提出先は下記の試験地を管轄する薬剤師国家試験運営臨時事務所とする。

試験地	所在地
北海道	ランスタッド・札幌支店 国家試験係 北海道札幌市中央区北四条西4丁目1番3号 伊藤ビル5階
宮城県	ランスタッド・仙台支店 国家試験係 宮城県仙台市青葉区中央1丁目2番3号 仙台マークワン15階
東京都	ランスタッド・試験監督事業部 国家試験係 東京都江東区有明3丁目6番11号 T P Tビル東館7階

石川県 愛知県	ランスタッド・名古屋伏見事業所 国家試験係 愛知県名古屋市中区栄1丁目24番15号 J P R名古屋伏見ビル2階
大阪府	ランスタッド・難波支店 国家試験係 大阪府大阪市浪速区難波中2丁目10番70号 パークスタワー10階
広島県	ランスタッド・広島支店 国家試験係 広島県広島市中区本通6番11号 明治安田生命広島本通ビル8階
徳島県	ランスタッド・高松支店 国家試験係 香川県高松市番町1丁目6番8号 高松興銀ビル8階
福岡県	ランスタッド・福岡支店 国家試験係 福岡県福岡市中央区天神1丁目6番8号 天神ツインビル9階



国庫歳入歳出状況

財務省において各省各庁からの報告をとりまとめた令和6年度の令和6年6月末における国庫歳入歳出状況は、次のとおりである。

令和6年8月30日

財務省

科 目	1 一般会計				収入歩合
	(1) 歳入				
	単位 千円 (千円未満切捨)				
歳入予算額	収納済歳入額		歳入予算額と収納済歳入額との差(△は減)	収入歩合	%
	本 月 分	前月までの累計			
租税及印紙収入	69,608,000,000	171,660,739	—	171,660,739 △ 69,436,339,260	0.2
租 税	68,566,000,000	70,310,627	—	70,310,627 △ 68,495,689,372	0.1
所 得 税	17,905,000,000	—	—	— △ 17,905,000,000	—
法 人 税	17,046,000,000	—	—	— △ 17,046,000,000	—
相 続 税	3,292,000,000	12,235,045	—	12,235,045 △ 3,279,764,954	0.3
消 費 税	23,823,000,000	—	—	— △ 23,823,000,000	—
酒 税	1,209,000,000	4,445,284	—	4,445,284 △ 1,204,554,715	0.3
たばこ税	948,000,000	604,646	—	604,646 △ 947,395,353	0.0
揮 発 油 税	2,018,000,000	22,612	—	22,612 △ 2,017,977,387	0.0
石油ガス税	4,000,000	1,473	—	1,473 △ 3,998,526	0.0
航空機燃料税	32,000,000	61	—	61 △ 31,999,938	0.0
石油石炭税	606,000,000	—	—	— △ 606,000,000	—
電源開発促進税	311,000,000	—	—	— △ 311,000,000	—
自動車重量税	402,000,000	13,170,271	—	13,170,271 △ 388,829,728	3.2
国際観光旅客税	44,000,000	39,428	—	39,428 △ 43,960,571	0.0

関 税	917,000,000	39,066,767	—	39,066,767 △ 877,933,232	4.2
と ん 税	9,000,000	724,435	—	724,435 △ 8,275,564	8.0
地 価 税	—	600	—	600 600	—
印 紙 収 入	—	—	—	—	—
印 紙 収 入	1,042,000,000	101,350,112	—	101,350,112 △ 940,649,887	9.7
官業益金及官業収入	—	—	—	—	—
官 業 収 入	55,346,775	2,955,498	7,553,835	10,509,333 △ 44,837,441	18.9
政府資産整理収入	229,410,060	1,540,037	8,646,446	10,186,483 △ 219,223,576	4.4
国有財産処分収入	64,836,879	1,412,771	7,964,630	9,377,402 △ 55,459,476	14.4
回収金等収入	164,573,181	127,265	681,815	809,080 △ 163,764,100	0.4
雑 収 入	7,229,931,587	258,891,669	646,078,376	904,970,046 △ 6,324,961,540	12.5
国有財産利用収入	104,546,588	4,364,801	15,780,758	20,145,560 △ 84,401,027	19.2
納 付 金	1,848,528,056	45,141,754	57,820,026	102,961,781 △ 1,745,566,274	5.5
諸 収 入	5,276,856,943	209,385,113	572,477,591	781,862,704 △ 4,494,994,238	14.8
公 債 金	—	—	—	—	—
公 債 金	35,449,000,000	4,800,000,021	7,769,999,810	12,569,999,832 △ 22,879,000,167	35.4
合 計	112,571,688,422	5,235,047,966	8,432,278,468	13,667,326,435 △ 98,904,361,986	12.1

(2) 歳 出

単位 千円 (千円未満切捨)

所 管	歳出予算現額	支出済歳出額			歳出予算残額	支出歩合
		本 月 分	前月までの累計	計		
皇 室 費	10,547,992	283,314	523,667	806,981	9,741,010	7.6
国 会	136,200,484	17,309,390	14,771,998	32,081,388	104,119,096	23.5
裁 判 所	344,217,885	50,395,442	34,307,792	84,703,235	259,514,649	24.6
会 計 検 査 院	17,470,102	2,404,734	1,609,601	4,014,336	13,455,766	22.9
内 閣 府	143,036,583	5,408,782	5,398,998	10,807,780	132,228,803	7.5
内 閣 府	5,686,470,787	68,690,086	1,495,065,271	1,563,755,357	4,122,715,430	27.4
デ ジ タ ル 庁	244,836,784	10,078,658	11,109,655	21,188,313	223,648,470	8.6
総 務 省	19,150,209,552	4,469,915,668	6,648,345,614	11,118,261,283	8,031,948,268	58.0
法 務 省	871,201,930	109,780,898	84,851,290	194,632,188	676,569,741	22.3
外 務 省	881,339,576	34,667,929	246,250,310	280,918,240	600,421,336	31.8
財 務 省	30,154,814,263	5,921,589,911	271,812,313	6,193,402,224	23,961,412,039	20.5
文 部 科 学 省	6,706,427,298	675,323,494	913,813,477	1,589,136,972	5,117,290,325	23.6
厚 生 労 働 省	34,601,060,252	3,927,694,745	6,528,417,152	10,456,111,897	24,144,948,354	30.2
農 林 水 産 省	3,191,526,382	91,719,027	235,729,936	327,448,963	2,864,077,419	10.2
経 済 産 業 省	2,187,905,660	103,758,522	437,171,295	540,929,817	1,646,975,842	24.7
国 土 交 通 省	9,951,998,906	293,382,584	256,628,774	550,011,358	9,401,987,547	5.5
環 境 省	525,590,571	12,717,242	15,628,362	28,345,605	497,244,965	5.3
防 衛 省	8,830,109,616	1,285,163,092	793,289,796	2,078,452,889	6,751,656,727	23.5
合 計	123,634,964,631	17,080,283,525	17,994,725,308	35,075,008,834	88,559,955,797	28.3